

2 生物多様性の保全に資する広域的な取組

広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全

市町村と連携して法令等による地域指定及び法制度によらない補完的な仕組みや都市公園の整備など地域の特性等に応じた手法を選択し、緑地等の保全を図ります。



小網代の森

外来生物の監視と防除

外来生物の影響や防除の必要性、県民等が取り組める対策等の情報提供などを行い、多様な主体による外来生物の防除を促進します。



アライグマ

野生鳥獣との共存を目指した取組

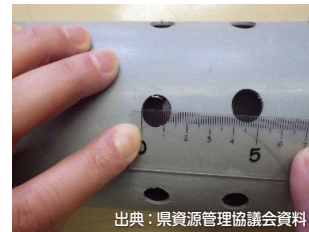
農作物被害や生活被害、人身被害など人と野生鳥獣との軋轢（あつれき）を軽減していくため、地域住民や市町村など地域の関係者が主体の取組を促進します。



柵の見回り点検

生物多様性への負荷を軽減する取組

法令・制度に基づく開発調整、環境影響評価や農林水産業の振興における環境への配慮など、事業に伴う生物多様性への負荷を軽減するための取組を進めます。



アナゴ筒と水抜き穴

3 生物多様性の保全のための行動の促進

生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信

県民や事業者、行政などの様々な活動主体が生物多様性の保全のための行動をとるよう、様々な情報を収集し、発信します。

生物多様性情報
サイト



多様な主体による取組の促進

県民や事業者、行政など多様な主体が行う、生物多様性への配慮や保全のための取組を促進します。



丹沢大山クリーンピア 21

環境学習・教育の推進

自然が実感できる場を提供するなど、自然環境を活用した取組等を通じて、生物多様性に関する環境学習・教育を推進します。



環境農政局緑政部自然環境保全課

神奈川県横浜市中区日本大通 1 〒231-8588
電話 045 (210) 4310

かながわ生物多様性計画
2024-2030

自然環境保全課所属 PR ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/index.html>



神奈川県

概要版

かながわ 生物多様性計画 2024-2030

生きものの恵みを
次の世代へ

生物多様性に支えられる私たちの暮らし

生物多様性は、私たちの暮らしを支える基盤となっており、例えば、私たちの生存に欠かせない酸素は、植物の光合成により生成されたもので、野生の植物を品種改良した農産物や、海等から得られる魚などの水産物が得られ、森林は土砂災害を軽減する働きを持っているなど、日々の生活は、数えきれないほど様々な恵みを受け取っています。

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

生態系の多様性

大気、水、土壌といった環境要素が相互に関わりながら、森林や里山、河川、海といった、1つのシステムとして機能する環境のまとまり（生態系）が多様に存在すること

種の多様性

生態系を構成する種について、動植物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが存在すること

遺伝子の多様性

同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあること

●生物多様性の危機

人間活動による影響が主な要因で、たくさんの生きものたちが危機に瀕しており、引き起こされる生物多様性の劣化や損失は、「4つの危機」として整理されています。



「4つの危機」への対処と同時に、「4つの危機」を引き起こす社会の価値観と行動を変えるため、様々な主体の活動において、生物多様性への配慮が基本事項とされることが必要です。

●本県の主な生態系

かながわ生物多様性計画では、地形や気候、土地利用の状況に応じて主な生態系を4つのまとまりでとらえ、「本県の主な生態系」に着目して県土を6つに区分し、県土のエリアに即した取組を進めます。

山地・森林生態系

山地の森林を主体として溪流や湧水なども要素として構成

里地・里山生態系

水田などの農地と周辺の二次林※を中心として集落や水路、ため池なども要素として構成

※ 二次林 { 森林が破壊され、自然に再生した森林 }

都市生態系

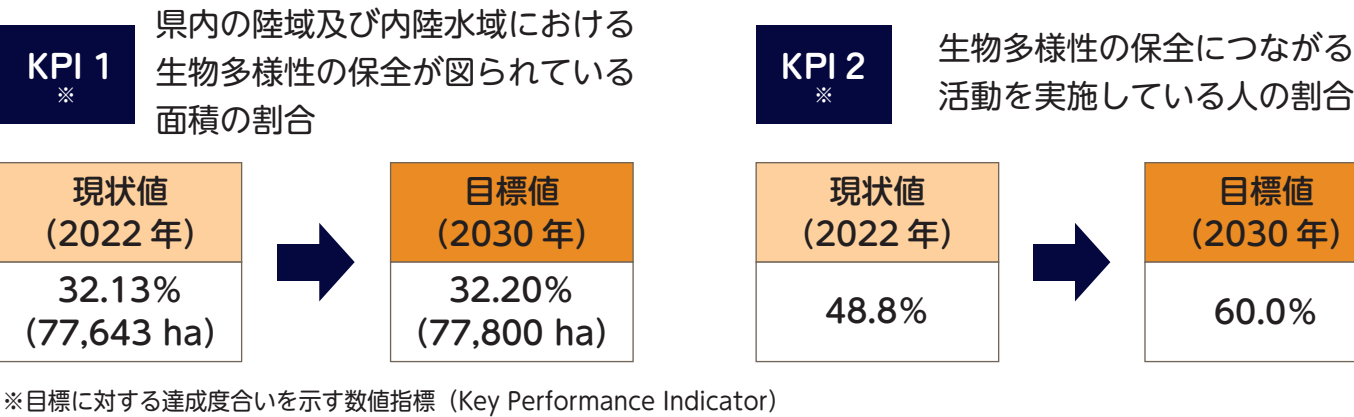
樹林地や都市公園、農地などの小規模な生態系を要素として、モザイク状に構成

陸水生態系と沿岸域

河川や湖沼、藻場や干潟を含む内湾を中心とした沿岸域を要素として構成

目 標

生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、①地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、②各主体が生物多様性の理解と保全行動の促進に取り組みます。



目標の実現に向けた取組

1 県土のエリアに即した取組

丹沢 エリア

ブナ林の立ち枯れやニホンジカによる林床植生衰退などの自然環境の劣化からの再生を目指して、ブナ林等の保全・再生やニホンジカの管理、自然公園の適正利用を図るための取組などを進めます。

山麓の里山 エリア

農業の有する多面的機能と農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進や野生鳥獣対策、市町村等による森林整備への支援、里山の自然環境を生かした都市公園の整備などを進めます。

都市・近郊 エリア
(多摩丘陵・相模野台地)

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の整備や管理運営を行うとともに、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全などの取組を進めます。

箱根 エリア

箱根山地等の景観と生態系の保全などを図るため、自然公園の適正利用を図る取組を進めるとともに、公益的機能の発揮を目指した森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理などの取組を進めます。

三浦半島 エリア

三浦半島に残された自然を保全するため、多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいの場の提供、特定外来生物の防除などの取組を進めます。

河川・湖沼 及び 沿岸 エリア

生きものにとって、かけがえのない生息・生育環境となっている河川・湖沼及び沿岸域を保全していくため、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めます。